狛江市地域防災計画の修正内容に対する東京都意見及び回答

令和8年3月24日
庁　議　資　料

編・項目	頁	東京都意見	都担当局等	区市町村対応欄
本編				
第２部　第５章	17	次の文章を追記してください。 事業所は、消防計画の策定・修正時には、降灰に関わる対策を検討し、必要に応じ消防計画を定める。 また、降灰による長時間の停電等により消防用設備等の機能が停止する可能性があるため、必要に応じて対応要領等を定める。	東京消防庁	東京消防庁の意見どおりに追記する。
		火山編について当庁の意見はありません。 震災編の部分に修正意見がありましたので、今後の機会に修正意見を回答させていただきます。	警視庁	.